

芝山クリーンセンター等維持管理業務委託

基 本 仕 様 書 (案)

令和 6 年度

芝 山 町

まちづくり課

基本仕様書

(契約約款第1条四号関係)

(目的)

第1条 本基本仕様書は、本委託を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とし、「芝山クリーンセンター等維持管理業務委託契約約款」の各条項に関する附則、条件などを定めるものである。

(基本仕様書の位置付)

第2条 本基本仕様書は、この契約締結に際し甲乙が合意した事項を定めるものである。

- 2 前項の規定により、甲及び乙は契約書、契約約款と同様に本基本仕様書に定められた諸事項について、その義務を負う。

(義務等の違反)

第3条 前条第2項の規定により、本基本仕様書に関し、甲又は乙がその果たすべき義務に違反若しくは不履行があった場合の措置は、契約約款によるものとする。

(基本仕様書の構成)

第4条 本基本仕様書は、次により構成される。

- 一 基本仕様書第1条 委託業務範囲及び内容
- 二 基本仕様書第2条 要求水準
- 三 基本仕様書第3条 甲乙の責任負担
- 四 基本仕様書第4条 既存施設等の確認
- 五 基本仕様書第5条 運営計画書の策定
- 六 基本仕様書第6条 施設改良等の実施
- 七 基本仕様書第7条 性能の達成
- 八 基本仕様書第8条 業務の報告
- 九 基本仕様書第9条 モニタリング
- 十 基本仕様書第10条 改善計画書
- 十一 基本仕様書第11条 委託料の支払い停止
- 十二 基本仕様書第12条 委託料の減額
- 十三 基本仕様書第13条 流入下水量等の変動による委託料の額の調整

(基本仕様書の疑義)

第5条 本基本仕様書の解釈に関して疑義を生じたときは、契約約款によるものとする。

基本仕様書第 1 条 委託業務範囲及び内容 (契約約款第 1 条七号関係)

1. 運営期間を通じて甲が乙に委託する業務

運営期間を通じて甲が乙に委託する業務は、以下のとおりとする。なお、委託する業務の補足事項については、本基本仕様書別紙によるものとする。

1-1. 管理運営業務

主たる管理運営業務は、以下のとおりである。

- ① 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理
- ② 基本仕様書第 2 条に示す要求水準の担保
- ③ 対象施設の設備・機器の機能保持
- ④ 事故・災害等のリスク管理
- ⑤ 従業員の労務及び安全管理、教育訓練
- ⑥ 委託者、関係機関等との連絡調整等

1-2. 本件施設の運転管理業務

(1) 運転業務

1) 芝山クリーンセンター及び小池マンホールポンプ場 (16 箇所)

- ① 水処理及び汚泥処理における運転・監視操作及びその関連業務 (機械式曝気装置の調整、流量の調整、脱水機設備の運転等)
- ② 施設の巡視

(2) 水質分析業務

- ① 委託業務において運転管理上及び法令上で要求される水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの分析・解析
- ② 水処理反応槽の DO、MLSS 等、処理機能等の管理
- ③ 分析薬剤・消耗品・備品類の調達及び管理

(3) 調達管理業務

- ① ガス、燃料、通信の調達管理
- ② 薬剤等の調達管理

(4) 文書管理業務

運転、水質管理、保守点検、その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

1－3．本件施設の保守管理業務

(1) 保守管理業務

1) 保守点検業務

① 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検

マンホールポンプ場においては、ポンプの引上げ等を行い、設備の状態を正確に確認し、機能の性能を維持するよう点検すること。実施年度及び点検箇所については、「基本仕様書第1条 1に附する別紙のうち別紙6」を確認すること。また、実施日については甲と協議し、日程調整を図ること。なお、点検箇所等の変更がある場合は、事前に甲乙が協議し、決定するものとする。

② 消防設備の法定点検

③ 設備機器の機能異常についての簡易補修

2) 整備業務

① クリーンセンター等の各種機器の調整及び整備

② クリーンセンター等の各種機器の簡易塗装

(2) 衛生管理業務

1) 衛生業務

水槽、タンク等の保守管理及び清掃業務（建物内部の日常清掃、サービスタンク等の清掃であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般廃棄物及び産業廃棄物の許可を必要とする清掃を除くものをいう。）

2) 環境美化業務

① 建物等諸室の清掃業務（床面清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

② 小池マンホールポンプ場内の清掃（油脂等付着物の清掃）

(3) 消耗品、備品類の調達管理

クリーンセンター等の保守管理行うために、必要となる消耗品類の調達を実施すること。

(4) サービス関連業務

1) 見学者対応サービス業務

施設見学者に対し、クリーンセンター等の施設の案内・解説に関して施設見学の補助を行うこと。施設見学の実施にあたっては、委託者が時期・内容等を提示し、見学者の対応の内容については委託者と協議し行うこと。

(5) 安全衛生管理

1) 安全衛生業務

① 乙の従業員等の安全衛生管理

基本仕様書第 1 条 1 に附する別紙

この補足事項は、甲が乙に業務を委託するあたり、業務の範囲について事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意すること。

よって、基本仕様書第 1 条及びこの補足事項について記載なき事項であっても、甲が乙に委託する業務の範囲において、乙が業務履行上で必要な事項については、乙がこれを定め甲に提案するものとする。

運営期間を通じて甲が乙に委託する業務の補足事項は、以下のとおりとする。

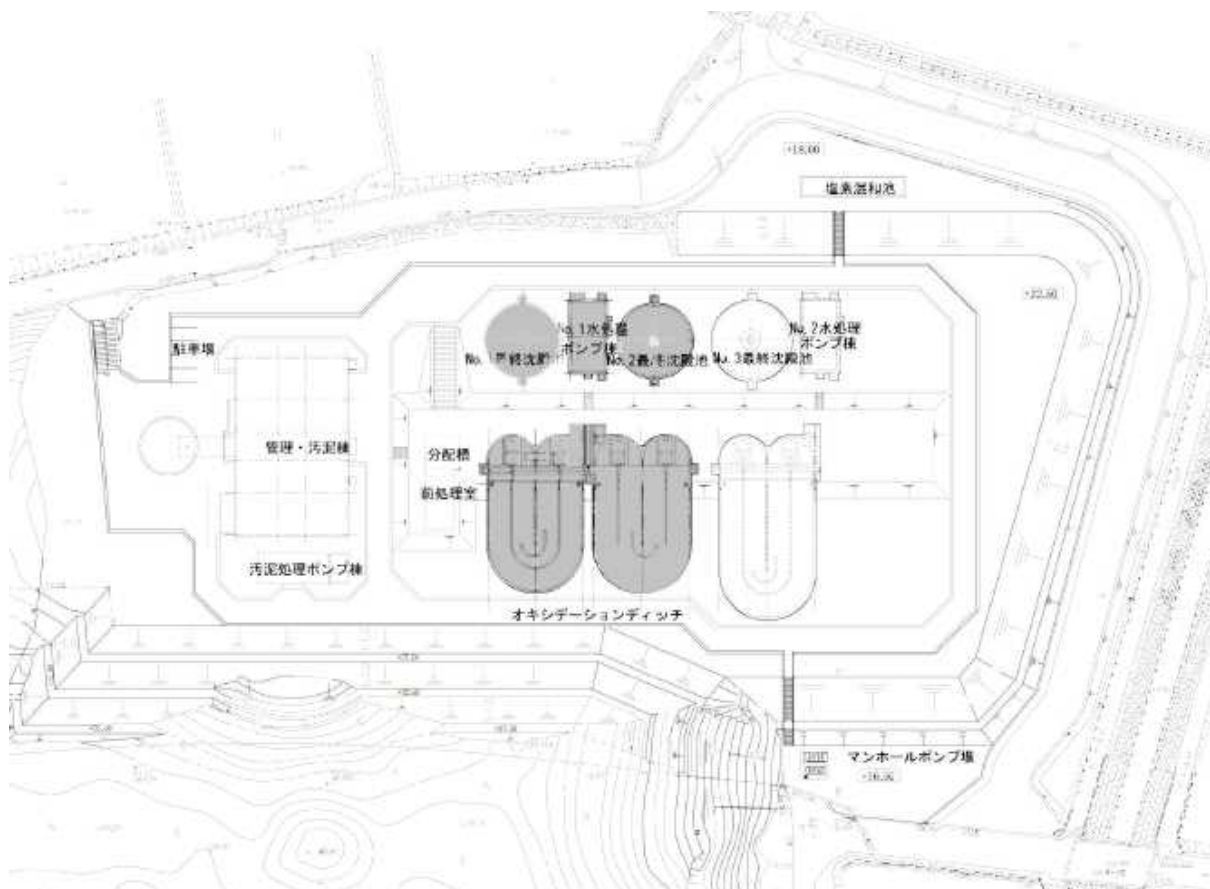
補足事項（1/1）

補足事項		表記場所
本件施設の住所等	芝山クリーンセンター、マンホールポンプ場	【別紙 1】
本件施設の範囲	芝山クリーンセンター	【別紙 2】
本件施設の主要設備概要	芝山クリーンセンター、マンホールポンプ場	【別紙 3】
衛生管理に関する事項	芝山クリーンセンター	【別紙 4】
調達管理に関する事項	芝山クリーンセンター、マンホールポンプ場	【別紙 5】
マンホールポンプ場の点検	マンホールポンプ場	【別紙 6】

【別紙 1】 本件施設の住所等

No.	施設名	住 所
1	芝山クリーンセンター	千葉県山武郡芝山町小池字舞鶴 522-1
2	小池中央 No. 1 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 314-2
3	小池中央 No. 2 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 1117 地先
4	小池中央 No. 3 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 1355-4
5	小池中央 No. 4 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 1148-2
6	小池中央 No. 5 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 1379-13
7	小池南部 No. 1 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 2700-63
8	小池南部 No. 2 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 2926
9	小池南部 No. 3 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 2817-5
10	小池西部 No. 1 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町新井田 315-3
11	小池西部 No. 2 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町新井田 445-638
12	小池西部 No. 3 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町小池 2601-34
13	小池北部 No. 1 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町宝馬 93-73
14	小池北部 No. 2 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町宝馬 183 地先
15	小池北部 No. 3 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町高田 330-4
16	小池北部 No. 4 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町大台 2366 地先
17	小池北部 No. 5 マンホールポンプ場	千葉県山武郡芝山町宝馬 94-79

【別紙2】本件施設の範囲（芝山クリーンセンター）



※注釈

… オキシデーションディッチ 2系列 施工済

【別紙 3】本件施設の主要設備概要（芝山クリーンセンター及びマンホールポンプ場）（1/2）

設備	機器名称	形式	能力等	数量
	排除方式	：分流式		
	供用開始	：平成 17 年 3 月		
	処理方式	：オキシデーションディッチ法		
	既設処理能力	：2, 000 m ³ /日 2 系列		
	全体計画能力	：2, 700 m ³ /日 3 系列		
	汚泥処理方式	：多重板型スクリュースプレ脱水機		
	放流先	：木戸川		
主 ポ ン プ 設 備	汚水ポンプ	吸い込みスクリュース式水中ポンプ	φ 150mm×2.41m ³ /min×20mm×22kw	2
沈 砂 池 設 備	スクリーンユニット	破碎・洗浄・スクリーン・脱水ユニット	6.0m ³ /min	1
反 応 槽 設 備	機械式曝気装置	縦軸型機械式曝気装置	11kw×4P 400V×50Hz	4
	ディッチ流出可動堰	角形外ねじ式铸铁製	W1350×H400×ST400	2
	ディッチ流出ゲート	丸形ねじ式铸铁製	φ 400mm	2
	ディッチ連絡ゲート	丸形ねじ式铸铁製	φ 400mm	1
	消泡ノズル	可動式	8L/min PT3/4	16
終 沈 設 備	終沈汚泥掻寄機	中央駆動懸垂形	3000m ³ /日	2
	返送汚泥ポンプ	吸い込みスクリュース式汚泥ポンプ	φ 100mm×0.7m ³ /min×4m φ 100mm×0.7m ³ /min×5m	2 2
	汚泥移送ポンプ	吸い込みスクリュース式汚泥ポンプ	φ 100mm×0.7m ³ /min×4m	2
	消泡ノズル	可動式	8L/min PT3/4	8
滅 菌 放 流 設 備	塩素接触装置	水路設置型	3000m ³ /日	1
	消毒水路バイパスゲート	手動角形ねじ式铸铁製	W400mm×H400mm	1
	処理水槽流入ゲート	手動角形ねじ式铸铁製	W400mm×H400mm	1
	処理水ポンプ	水中用汚水汚物ポンプ	φ 80mm×0.6m ³ /min×22m×7.5kw	2
	処理水ストレーナ	自動洗浄ストレーナ	φ 80mm×0.6m ³ /min×0.1kw	1
水 処 理 ポ ン プ 設 備	水処理ポンプ棟床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	φ 65mm×0.3m ³ /min×6m×1.5kw	2
給 水 ・ 用 水 設 備	井戸ポンプ	深井戸水中モーターポンプ	φ 25mm×0.04m ³ /min×100m×1.5kw	1
	井水入水槽	FRP製パネルタンク	4.0m ³	1
	井水給水装置	受水槽一体型自動給水ユニット	φ 32mm×0.13m ³ /min×30m×1.1kw	1
	管理・汚泥用井水給水装置	自動給水ユニット	φ 32mm×0.13m ³ /min×30m×1.1kw	1
	管理・汚泥用次亜塩素酸注入装置	PVC製タンク付次亜塩素酸注入装置	0.088～0.352L/min×1.0Mpa×48w	1

【別紙3】本件施設の主要設備概要（芝山クリーンセンター及びマンホールポンプ場）（2/2）

設備	機器名称	形式	能力等	数量
電気設備	引込受電盤	閉鎖型自立盤	受変電設備、断路器盤	1
	受電盤	閉鎖型自立盤	受変電設備、断路器盤	1
	変圧器盤	閉鎖型自立盤	受変電設備、断路器盤	1
	低圧分岐盤	閉鎖型自立盤	受変電設備、低圧主幹盤	1
自家発電施設	発電機	横軸回転界磁形同期発電機YFG-140-5R	125KVA、420V、172A	1
	エンジン	立形水冷4サイクルディーゼル機関6LYL-DTA	114KW、5.813L	1
	充電器	半導体式全自動充電器	200～220V、7A	1
計装設備	水位計	投入圧力式水位計	SL-180 C	2
	流入流量計	デジタル超音波時間差式流量計	TTF-S	1
	放流流量計	潜水型電磁流量計	MagneW3000FLEX	1
	余剰汚泥流量計	電磁流量検出器	AXFA1 1G	1
	MLSS計	MLSS検出器	EXA SS400G	2
	DO計	溶存酸素計システム	EXA DO402	2
	返送汚泥流量計	電磁流量検出器	AM11 / AXFA11G	2
	返送汚泥濃度計	超音波濃度計	SDM5000 / SDM5100	2
	無停電電源装置	UPS	THA3000-10	1
	気象計器	雨量計感部	WB0011-00-00	1
脱水設備	汚泥脱水機	多重板型スクリュープレス脱水機	14kg-DS/2本/h以上3.075kw	1
	ケーキコンベア	無軸スクリュウコンベア	φ250mm×機長5m搬出量0.2t/h以上	1
	ポリ鉄貯留タンク	FRP製円筒タンク	φ1500mm×H2000mm	1
	ケーキホッパ	角型10m ³	電送機出力1.5kw	2
脱臭設備	脱臭ファン	FRP製片吸込ターボファン	16m ³ /min×2.2kw4P	1
	脱臭塔	活性炭吸着塔	16m ³ /min	1
マンホールポンプ場	小池中央No.1ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ80mm×19.2m×0.159m ³ /min×7.5kw	2
	小池中央No.2ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×5.4m×0.159m ³ /min×1.5kw	2
	小池中央No.3ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×5.7m×0.159m ³ /min×1.5kw	2
	小池中央No.4ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×6.7m×0.159m ³ /min×1.5kw	2
	小池中央No.5ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×4.6m×0.12m ³ /min×0.75kw	2
	小池南部No.1ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ80mm×22.4m×0.66m ³ /min×11kw	2
	小池南部No.2ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ100mm×6.0m×1.02m ³ /min×3.7kw	2
	小池南部No.3ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ80mm×16.3m×0.24m ³ /min×3.7kw	2
	小池西部No.1ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ150mm×5.9m×2.04m ³ /min×5.5kw	2
	小池西部No.2ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ100mm×15.9m×1.08m ³ /min×5.5kw	2
	小池西部No.3ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×12.6m×0.42m ³ /min×2.2kw	2
	小池北部No.1ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×15.9m×0.159m ³ /min×3.7kw	2
	小池北部No.2ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×7.8m×0.61m ³ /min×1.5kw	2
	小池北部No.3ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×5.3m×0.12m ³ /min×0.75kw	2
	小池北部No.4ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ80mm×27.4m×0.28m ³ /min×15kw	2
	小池北部No.5ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×9.6m×0.12m ³ /min×1.5kw	2

【別紙 4】 衛生管理に関する事項（芝山クリーンセンター）
【清掃範囲】

棟	階	対 象 場 所	対 象 範 囲
管理・汚泥棟	1F	玄関（風除室・スロープを含む）	床面水洗い
		玄関ホール	床面モップかけ（掃除機・掃き掃除＋モップかけ）
			床面洗淨ワックス塗布
		見学者ホール	床面モップかけ（掃除機・掃き掃除＋モップかけ）
			床面洗淨ワックス塗布
		廊下	床面モップかけ（掃除機・掃き掃除＋モップかけ）
			床面洗淨ワックス塗布
		書庫	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		物品庫	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		監視制御室	床面モップかけ（掃除機・掃き掃除＋モップかけ）
			床面洗淨ワックス塗布
		水質試験室	床面モップかけ（掃除機・掃き掃除＋モップかけ）
			床面洗淨ワックス塗布
		水質倉庫	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		作業員控室－1、－2	床面モップかけ（掃除機・掃き掃除＋モップかけ）
			床面洗淨ワックス塗布
		換気ファン室	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		工作室	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		搬出入室	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		井水給水設備スペース	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
	2F	トイレ	手洗い・便器水洗い
			床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		電気室	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		通用口（風除室を含む）	床面水洗い
		脱水機室	床面清掃（掃除機・掃き掃除）
		脱水機スペース	床面清掃（掃除機・掃き掃除）

【別紙 5】調達管理に関する事項（芝山クリーンセンター及びマンホールポンプ場）

乙は、本件施設の運営に際し、乙は以下に示す物品を調達するものとする。

施設名	消耗品	薬品	ガス
芝山クリーンセンター	○	○	○
小池マンホールポンプ場	○		

【別紙 6】マンホールポンプ場の点検（マンホールポンプ場）

実施年度	No.	実施箇所
令和 7 年度	1	小池南部 No.1 マンホールポンプ場
	2	小池南部 No.2 マンホールポンプ場
	3	小池西部 No.1 マンホールポンプ場
令和 8 年度	4	小池西部 No.2 マンホールポンプ場
	5	小池南部 No.3 マンホールポンプ場
	6	小池中央 No.1 マンホールポンプ場
令和 9 年度	7	小池中央 No.2 マンホールポンプ場
	8	小池中央 No.3 マンホールポンプ場
	9	小池中央 No.4 マンホールポンプ場
令和 10 年度	10	小池中央 No.5 マンホールポンプ場
	11	小池北部 No.1 マンホールポンプ場
	12	小池北部 No.2 マンホールポンプ場
令和 11 年度	13	小池北部 No.3 マンホールポンプ場
	14	小池北部 No.4 マンホールポンプ場
	15	小池北部 No.5 マンホールポンプ場

基本仕様書第2条 要求水準

(契約約款第1条五号関係)

本要求水準は、本委託を実施するうえで甲及び乙が満たすべき最低限の要件であり、甲乙の合意によりその効力を得るものである。また、施設運営の具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。

1. 本委託の基本的要求水準

- (1) 乙は、自らのノウハウを最大限活用して、甲が所有する本件施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、下水を連続的に処理するとともに、安定した処理水を提供するほか、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図ること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり、既存施設等の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。
- (3) 乙は、契約約款に記載する運営計画書に必要な事項を定め、運営計画書に従って、安全かつ確実に実施すること。
- (4) 乙は、下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減など、地球環境保全に向けた取り組みを推進すること。
- (5) 乙は、委託業務の履行に必要とする関係法令を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。

2. 各業務における考え方

2-1. 運転管理業務における考え方

乙は、下水道が公共用水域への負荷の削減を図り、水質の保全ならびに快適な水環境の創造を推進していく必要があることを十分に認識し、各施設の適切な運転管理を行うこと。

(1) 運転業務

- ① 乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、巡回時はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備すること。
- ② 乙は、運転管理上必要な揚水、曝気、汚泥等について適正に管理すること。
- ③ 脱水機の規定能力を発揮する運転を行うこと。

(2) 水質管理業務

クリーンセンターの放流水や汚泥等の必要な試験により、下水の量及び質に応じた水処理工程の管理を行い、その処理水や汚泥等が要求水準を満足するようにすること。

必要な試験は次のとおりとする。

- ① 流入水質基準を満たしていることを確認する試験
- ② 運転管理上必要な試験
 - イ) 流入水質・負荷量、処理機能を把握し、運転操作を行うために必要となる試験
 - ロ) 処理水質の悪化等により臨時におこなう試験

(3) 調達管理業務

前年実績及び運転管理計画・修繕計画等に基づいて、燃料・薬品・消耗品等の調達すべき物品の調達管理計画を作成し、その計画に基づいた調達を行うことにより、処理施設を円滑に機能させること。また、突発的な故障等にも迅速に対応できるように予備品の在庫量を適正に管理すること。

① ガス、燃料、通信の管理調達

クリーンセンター等の運転管理を行うために必要となるガス、燃料、通信の調達については、乙の費用により実施すること。

② 薬品類、その他消耗品等の管理調達

クリーンセンター等の運転を良好に行うために必要な薬品類、その他全ての消耗品等の管理調達は、乙の費用にて実施すること。

(4) 文書管理業務

① 下水処理施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管しており、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、甲の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

② 運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータ等を記録し保管する。また、甲に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。

③ 本委託の運営に係るデータは、これを記録すること。

データの項目、記録の方法等については、委託開始に先立つ運営計画書の中に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

(5) 電力供給の管理

乙は、クリーンセンター等の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるように管理すること。

2-2. 保守管理業務の考え方

(1) 保守点検業務

1) 建築設備保守点検

水処理、汚泥処理の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。

2) 機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、クリーンセンター等のシステム全体を熟知し保守点検を行うこと。

また、クリーンセンター等で必要とする消防設備、その他法令点検、安全衛生法等による自主検査などの法に準拠して実施すること。

3) 設備機器の機能異常についての簡易補修

点検業務等で発見された軽微な異常や故障について、その原因を調査特定し、汎用部品・材料で対応可能な場合、速やかに簡易補修や応急処置を行ない、プラント全体への影響をなくすこと。

(2) 整備業務

1) クリーンセンター等の各種機器の調整及び整備

設備機器を適正に調整及び整備することによって、設備機器の機能を維持すること。

2) クリーンセンター等の各種機器の簡易塗装

設備機器を簡易塗装（足場を必要としない高さ2m以下においてさび、腐食等による剥離、さび防止等、設備機器の機能を維持するために行う局所的な塗装）することによって、設備機器の機能を維持すること。

(3) 衛生管理業務

1) 衛生業務

水処理及び汚泥処理に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて補修、清掃等を実施すること。

2) 環境美化業務

地域住民の生活環境に十分配慮し、施設的美観を維持すること。また、委託に使用する建物内は、清掃の励行により清潔に保持すること。

(4) 消耗品、備品類の調達管理

簡易補修で使用する機器の部品、資材品質を確保して乙の費用で調達すること。また、衛生管理及び環境美化で使用する器具等を乙の費用で調達管理すること。

(5) サービス関連業務

1) 見学者対応サービス業務

請け負った業務範囲の中で、施設見学などで下水処理場の解説を通して、水循環のシステムを理解してもらい、施設がこのシステムに関っていることを認識してもらう手伝いを行うこと。

(6) 安全衛生管理

1) 安全衛生業務

① 乙は、社員の人格と個性を尊重して、安全衛生管理及び安全衛生活動を推進すること。

② 災害原因である危険を排除し、排除できない危険は保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防し、無災害を達成すること。

3. 各業務における要求水準

3-1. 運転管理業務の要求水準

(1) 運転業務

1) 処理すべき流入下水水量

【別表 2-1】 処理すべき流入下水水量の要求水準

芝山クリーンセンター	運営期間中における 日最大流入量	1, 8 7 3 m3/日
	運営期間中における 時間最大流入量	3, 5 0 0 m3/日
	令和 6 年度末 (1~3 月) 想定流入下水水量	1 1 0, 0 0 0 m3/年
	令和 7 年度末 想定流入下水水量	4 4 0, 0 0 0 m3/年
	令和 8 年度末 想定流入下水水量	4 4 0, 0 0 0 m3/年
	令和 9 年度末 想定流入下水水量	4 4 0, 0 0 0 m3/年
	令和 10 年度末 想定流入下水水量	4 4 0, 0 0 0 m3/年
	令和 11 年度 (4~12 月) 想定流入下水水量	3 3 0, 0 0 0 m3/年

2) 水質管理業務

① 流入下水水質

甲は、計画上の流入下水の水質を、【別表 2-2】とする。

【別表 2-2】 流入下水の水質

芝山クリーンセンター	運営期間中における 流入水の水質	B O D	1 8 1 (mg/L)
		S S	2 1 0 (mg/L)

② 処理水質

乙は、処理水質として、【別表 2-3】を達成する。

【別表 2-3】 処理水の要求水準

要求する処理水質 (契約放流水質基準)	芝山クリーンセンター	B O D	1 1 (mg/L) 以下
		S S	1 0 (mg/L) 以下

③ 汚泥処理設備の運転

芝山クリーンセンターの下水処理によって生じた汚泥を脱水処理する。汚泥処理に係る運転は、運営期間を通じて【別表 2-4】が適用される。

【別表 2-4】 汚泥処理運転の要求水準

多重板型スクリープレス脱水機 ケーキ含水率 (契約含水率)	8 3 . 0 % 以下
----------------------------------	--------------

3) 調達管理業務の要求水準

調達の滞り及び調達品目の不良による、処理施設の機能不全 (運転管理及び設備保全での性能未達) を発生させないこと。

4) 文書管理業務の要求水準

- ① 下水処理施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を毀損・滅失がないよう適切に保管していること。
- ② 運転、水質管理、保守点検、簡易補修その他の業務に関するデータ等を記録し、適切に保管していること。

(2) 保守管理業務の要求水準

委託期間終了時、委託範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（甲が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で甲に引渡しが行えるよう、適切な保全管理を行うこと。

著しい損傷が無い状態とは次のことをいう。

- ① 外観に著しい腐食がないこと。
- ② 能力に著しい低下がないこと。
- ③ 著しい異音がないこと。

(3) 衛生管理業務の要求水準

1) 衛生業務

衛生管理の不十分による設備故障及びオペレーショントラブル（水質悪化）がないこと。

2) 環境美化業務

周辺住民からの臭気に関する苦情及び見学者・来場者からの美観に関する苦情がないこと。

(4) サービス関連業務の要求水準

サービスの対象者からの対応等についてのクレームがないこと

(5) 安全衛生管理の要求水準

1) 安全衛生業務

乙は安全衛生管理及び安全衛生活動を推進し、無災害を達成すること。

(6) 修繕

- ① 乙は、当該施設、設備、備品及び機器等の機能が正常に発揮できるよう、適切に修繕を実施しなければならない。
- ② 乙は、修繕の実施にあたり、見積り等の資料を準備し甲と事前に修繕方法を協議し、1件の費用の見積額が30万円未満（税込み）の範囲内の修繕を速やかに実施するものとする。なお、見積り等の資料準備に要する費用は乙の負担とし、修繕費に含めるものとする。
- ③ ②の見積りに疑義が生じた場合、甲が見積りの精査を行い、修繕額が30万円未満（税込み）の範囲内については乙が速やかに実施するものとする。
- ④ 緊急時又は維持管理に支障が生じる場合、乙は、緊急処置を行うとともに、130万円未満（税込み）の価格にて対応可能な案件であれば、甲と速やかに対応を協議するものとする。
- ⑤ 乙は、修繕の実施にあたり、耐用年数を超えているものや修繕範囲額を超えるものについては甲と対応を協議するものとする。
- ⑥ 乙は、修繕の状況が確認できる書類（修繕協議書）、修繕部分の実施前、実施中、完了時の状況が確認できる写真及び修繕完了報告書を作成し、甲に提出し確認を受けなければならない。
- ⑦ 【別表 2-5】に明示する年間修繕総額を超過又は下回った場合は年度末で精算することとする。ただし、上下限の範囲5万円以内はこの限りではない。

【別表 2-5】

修繕費用（税抜き）

令和 6 年度	1 月～3 月	625,000 円
令和 7 年度	4 月～3 月	2,500,000 円
令和 8 年度	4 月～3 月	2,500,000 円
令和 9 年度	4 月～3 月	2,500,000 円
令和 10 年度	4 月～3 月	2,500,000 円
令和 11 年度	4 月～12 月	1,875,000 円

基本仕様書第 3 条 甲乙の責任負担

（契約約款第 9 条第 2 項関係）

1. 基本負担

この契約において、甲乙が負うべき基本的な責任負担は【別表 3-1】を適用する。

【別表 3-1】基本負担（1/2）

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
水質管理責任	下水道法等における水質管理責任	○	
廃棄物処理法上の管理責任	脱水ケーキ、廃酸・廃アルカリ等の廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	
	沈砂、し渣等の運搬・処分に関するもの	○	
水質汚濁防止法上の責任	公共水域に排水する排水基準達成の責任	○	
その他法令上の責任	乙の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法等、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更に関する	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更	乙に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
許認可の遅延	乙が取得する許認可の遅延に関するもの		○
第三者賠償	乙の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応	乙の責めによるもの		○
	施設見学等	○	△
	上記以外のもの（下水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等）	○	
事故の発生	乙の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○
	上記以外の事故等によるもの	○	
環境保全	乙の責めによる環境への影響		○
	上記以外の大気汚染、公共用水域の汚染等による環境への影響（異常増水による浸水、簡易放流等）	○	

○：主分担、△：従分担

【別表 3-1】基本負担 (2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
契約の解除・変更	甲の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	乙の責めによるもの（安全対策違反、法令違反、破綻、放棄等）		○
物価変動	契約締結後のインフレ、デフレ	○	△
	上記以外の物価変動		○
不可抗力	地震、洪水等の天災による契約の中止・変更、施設損壊	○	
施設の保安	乙の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
特定施設の監督	工場排水の量・水質の確保及び監視・監督	○	
管渠機能の確保	管渠の堆積、閉塞、漏水等の抑制と管理	○	
定期補修費の増大	定期補修費の増大	○	
	更新・改築に関する費用の増大	○	
突発補修費の増大	突発補修費の増大	○	
調達費用の増大	想定流入下水水量及び水質範囲内の調達費の増大		○
	想定流入下水水量及び水質範囲外の調達費の増大	○	
	電力単価、契約電力変更による調達費の増大		○
	物価変動以外による調達費の増大		○
	甲が指定した調達物の価格変動による調達費の増大	○	
	性能未達など、乙の責めによる調達費の増大		○
	上記以外による調達費の増大	○	
運搬処分費の増大	想定流入下水水量及び水質範囲内の運搬処分費の増大	○	
	想定流入下水水量及び水質範囲外の運搬処分費の増大	○	
	甲の契約単価の変更による運搬処分費の増大	○	
	性能未達など、乙の責めによる運搬処分費の増大		○
	上記以外による運搬処分費の増大	○	
緊急事態に係る費用の増大	性能未達など、乙の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	乙の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大		○
	上記以外の緊急対応費の増大	○	

2. 性能・機能に関する負担

この契約において、甲乙が負うべき性能・機能に関する負担は【別表 3-2】を適用する。

【別表 3-2】性能・機能に関する負担

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
性能・機能	流入下水の量・質の確保	○	
	契約放流水質、契約脱水ケーキ含水率の確保		○
	規定範囲における下水処理の継続確保		○
クリーンセンター等の設備機能	乙がこの契約で負う設備機能の確保		○
	上記以外のもの	○	
管理・調達の責任	乙がこの契約で調達する物品の確保、納入遅延等		○
	上記以外のもの	○	

3. 経費に関する負担

この契約において、甲乙が負うべき経費の負担は【別表 3-3】を適用する。

【別表 3-3】経費に関する負担 (1/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
運転監視	施設の運転・監視に関する人件費		○
	施設の運転・監視に関する消耗品類の管理・調達費		○
水質分析	施設の運転管理上で必要な水質分析		○
	施設の運転管理上で必要な水質分析の試薬、ガラス器具類、その他消耗品類の管理・調達費用		○
	クリーンセンターの法定水質検査費用		○
保守点検	施設の保守点検に関する人件費		○
	施設の保守点検に関する車両費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
	施設の法定点検に関する人件費		○
	施設の法定点検に関する車両費、検査費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用	○	○
廃棄物管理	沈砂・しさ、脱水ケーキ、汚泥の運搬・処分費	○	
補修	施設の突発補修に関する費用	○	
	乙の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○
	施設の改築・更新など上記以外の費用	○	
管理・調達	施設の電力の調達費用	○	
	施設の薬品類の管理・調達費用		○
	施設の油脂類の管理・調達費用		○
	施設の消耗品類の管理・調達費用		○
	施設の燃料の調達費用		○
	施設の資材等の管理・調達費用		○
	施設の通信費		○
衛生管理	施設の水槽類の点検・清掃に関する人件費		○
	施設の水槽類の点検・清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
保安管理	施設の保安管理に関する人件費		○
	施設の保安管理に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費用		○

【別表 3-3】経費に関する負担 (2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
緑地・建物管理	施設の除草等の緑地管理に関する人件費	○	
	施設の除草等の緑地管理に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費、除草後の運搬・処分費	○	
	施設の床・ガラス、建物等の清掃に関する人件費		○
	施設の床・ガラス、建物等の清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
施設運営	事務機器、事務用品、福利厚生費等、乙が運営上必要とする事務及び運営費用		○
モニタリング	モニタリングに関する費用	○	
機能確認	運営開始時の既存施設の機能確認に係る費用	○	○
	契約終了時の機能確認に係る費用	○	○
契約終了時の教育・研修	乙の責めに帰する事由による契約終了時の教育・研修費用		○
	上記以外による契約終了時の教育・研修費用	○	

4. 業務分担に関する負担

この契約において、甲乙が負うべき業務分担に関する負担は【別表 3-4】を適用する。

【別表 3-4】業務分担に関する負担（1/3）

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
書類に関する分担	年間運営計画書の作成・変更、申請		○
	年間運営計画書の確認、承諾通知	○	
	緊急時対応計画書の作成・変更、申請		○
	緊急時対応計画書の確認、承諾通知	○	
	改善通告	○	
	改善計画の作成・申請		○
	改善計画の確認、承諾通知	○	
	再改善通告	○	
	再改善計画の作成、申請		○
	再改善計画の確認、承諾通知	○	
	請求する施設更新等の資料の作成・申請		○
	施設更新等の請求に対する見解書	○	
	モニタリングに係る必要な各種報告書類の作成・変更		○
	モニタリングによる確認、確認完了通知	○	
	施設運営上で必要な各種報告書類の作成		○
	施設改良等に関する提案と資料作成、申請		○
	施設改良等に関する提案の確認、見解書	○	
	運転管理マニュアル、作業マニュアル、その他マニュアルの作成・変更		○
	委託料支払い停止・再開に関する通知	○	
	委託料の減額に関する通知	○	
	緊急事態における業務指示、命令文書	○	
	協議・打ち合わせ議事録の作成・記録		○
	協議・打ち合わせ議事録の確認	○	
	甲による乙への措置請求	○	
	甲による乙への措置請求に対する回答書		○
	乙による甲への措置請求		○
	乙による甲への措置請求に対する回答書	○	
	委託料の請求申請		○
	この契約の解除に関する通知	○	○
	その他この契約に関する協議・疑義等の請求	○	○

【別表 3-4】業務分担に関する負担（2/3）

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
業務の実施	施設の運転監視及び操作の実施		○
	施設の運転管理上の水質分析の実施		○
	クリーンセンター等の法定水質分析の実施		○
	施設の保守点検の実施		○
	施設の法定点検・検査		○
	施設の法定自主点検		○
	施設の突発補修の実施	○	
	施設の改築・更新に関する設計・施工の実施	○	
	施設の保安管理の実施		○
	水槽、その他タンク・槽類の点検・清掃の実施		○
	沈砂・しさ、脱水ケーキの運搬処分に関する事務の実施	○	
	廃棄物の運搬契約・処分契約の締結	○	
	電力供給契約の締結	○	
	電気保安管理業務の実施	○	
	施設の緑地管理（除草等）の実施	○	
	施設の衛生管理（床清掃等）の実施		○
	施設の電力調達の実施	○	
	施設の通信調達の実施		○
	施設の電力・通信管理の実施		○
	施設の薬品・油脂類・ガス・燃料の管理・調達の実施		○
	水質分析に関する試薬、器具その他消耗品の調達・管理の実施		○
	施設の設備機能維持に要する部品、その他消耗品類、資材の管理・調達の実施		○
	施設の衛生管理に関する消耗品類、資材、機材の管理・調達の実施		○
	施設に関する図書類の保管管理、変更・廃棄	○	
	運転、水質、点検、補修その他データの記録と保管		○
	薬品等の受け入れ立ち会いの実施		○
	クリーンセンター等施設見学の対応	○	○
	施設の改築・更新に関する協議・打ち合わせの助成		○
	特定施設の立ち入り、水質検査、調査、指導の実施	○	

【別表 3-4】業務分担に関する負担（3/3）

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
業務の実施	下水道管路の漏水調査、浚渫、補修工事等維持管理の実施	○	
	下水道管路の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施	○	
	甲の財産、備品等の管理・調達の実施	○	
	契約終了時の教育・研修の実施		○
	運営開始時の既存施設の機能確認の実施	○	○
	契約終了時の既存施設の機能確認の実施	○	○
	この契約で乙が必要とする労務・福利厚生、庶務、外注等に関する事務管理、その他必要な業務		○
	その他この契約で甲が必要に応じて行う業務の実施	○	

5. 緊急事態に関する基本負担

【別表 3-5】には、この契約において甲乙が負うべき緊急事態に関する基本負担を示すが、甲乙の緊急事態における具体的な負担については、乙が提出する緊急時対応計画書を基に、甲乙協議による定める。

【別表 3-5】 緊急事態に関する基本負担 (1/3)

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
震度 5 を超える地震	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	甲の指示による初期対応の実施		○
震度 5 未満の地震	施設倒壊被害等が無い場合の対応、措置、甲への連絡		○
	施設倒壊被害等有る場合の対応の判断・措置、本格復旧	○	
	施設倒壊被害等有る場合の甲の指示による初期対応の実施		○
大雨洪水警報の発令 (施設の浸水被害が想定される場合)	緊急出動による甲乙待機	○	○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	甲の指示による初期対応の実施		○
大雨洪水注意報の発令	状況監視、運転操作による対応、措置、甲への連絡		○
大雨以外の異常増水	運転操作による対応、措置、甲への連絡		○
暴風警報の発令	緊急出動による甲乙待機	○	○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	甲の指示による初期対応の実施		○
強風注意報の発令	状況監視、運転操作による対応、措置、甲への連絡		○

【別表 3-5】緊急事態に関する基本負担（2/3）

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
流入下水水質の異常 （生物死滅の恐れがあるとき）	初期対応、甲への連絡		○
	原因調査、措置	○	○
	甲の指示による通常処理運転への復旧操作の実施		○
放流水質の異常 （放流基準を超えるとき）	初期対応、甲への連絡		○
	原因調査、措置	○	○
	甲の指示による通常処理運転への復旧操作の実施		○
労働災害 （第三者災害含む）	初期対応、甲及び関係機関への連絡、原因調査		○
	病院への搬送等		○
	乙の責めに帰するときの施設改良		○
	上記以外の施設改良	○	
停電（30 分以上）	初期対応、甲及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	甲の指示による対応		○
	復電時の通常状態復旧操作		○
火災（大規模）	初期対応、甲及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	甲の指示による対応		○
	乙の責めに帰するときの本格復旧		○
	上記以外の本格復旧	○	
火災（ぼや）	初期対応、甲及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	甲の指示による対応		○

【別表 3-5】緊急事態に関する基本負担（3/3）

負担の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
火災（ぼや）	乙の責めに帰するときの復旧		○
	上記以外の復旧	○	
設備破損事故	初期対応、甲への連絡		○
	機能回復措置の実施		○
大雪警報	対応の判断・措置	○	
	甲の指示による初期対応の実施		○
	本格復旧		○
大雪注意報	運転操作による対応、措置、甲への連絡		○

基本仕様書第4条 既存施設等の確認

(契約約款第25条第1項及び第72条第1項関係)

1. 既存施設等の確認に係る準備

- (1) 甲は、既存施設等に係る確認に先立ち、既存施設の内容を網羅した設備管理台帳を事前に準備する。
- (2) 前号の設備管理台帳が準備できない場合は、甲は乙又は第三者に対して別途の費用によりその準備を委託することができる。
- (3) 前号において設備管理台帳の準備を乙が実施したときは、「既存施設の内容」について確認すべき対象・その理由を明らかにし、設備管理台帳と併せて甲に提出する。
この場合、乙が「既存施設の内容」について確認すべき対象から除外した設備において、既存施設等の確認がなされた後に当該設備の不備が明らかになったときは、当該設備の機能回復などに要する費用は乙が負担する。

2. 記録の保管

既存施設等の確認に関する内容は、次により保管すること。

- (1) 契約約款第25条第1項に定める「既存施設の内容」の確認記録については、甲乙それぞれが契約約款第72条第1項に定める「確認」が完了するまで保管すること。
- (2) 契約約款第72条第1項に定める「既存施設の内容」の確認記録については、甲乙それぞれが運営期間終了後1年間これを保管すること。

3. 既存施設等の確認対象

- (1) 既存施設の内容を確認すべき対象は、【別表4-1】に掲げる設備・機器及び装置（以下「設備等という。」）とするが、具体的な既存施設等の確認対象の決定については、甲乙が協議して定める。
- (2) 甲が運営期間中に新たに設置又は更新・改築並びに改良（以下「更新等」という。）した設備等の「確認」については、以下を適用する。
 - ① 【別表4-1】に掲げる設備等を更新等し、その設備等に瑕疵担保期間があるときは、当該設備等の瑕疵担保期間終了後30日以内に当該既存施設の内容を確認する。この場合の記録保管は、前項（2）を準用する。
 - ② 【別表4-1】に掲げる設備等を更新等し、その設備等に瑕疵担保期間がないときは、当該設備等の更新等の完了後10日以内に当該既存施設の内容を確認する。この場合の記録保管は、前項（1）を準用する。

4. 既存施設の内容確認の方法等

- (1) 既存施設の内容確認の方法については、【別表4-1】に掲げる設備等毎に【別表4-2】に掲げるチェックシートにより確認する。
- (2) 既存施設の内容確認が困難若しくは判断できないときの措置については、甲乙協議し別途に定める。

【別表 4-1】既存施設等の確認対象 芝山クリーンセンター (1/2)

設備	機器名称	形式	能力等	数量
	排除方式 : 分流式			
	供用開始 : 平成 17 年 3 月			
	処理方式 : オキシデーションディッチ法			
	既設処理能力 : 2, 000 m ³ /日 2 系列			
	全体計画能力 : 2, 700 m ³ /日 3 系列			
	汚泥処理方式 : 多重板型スクリープレス脱水機			
	放流先 : 木戸川			
主ポンプ設備	汚水ポンプ	吸い込みスクリー式水中ポンプ	φ 150mm×2.41m ³ /min×20mm×22kw	2
沈砂池設備	スクリーンユニット	破碎・洗浄・スクリーン・脱水ユニット	6.0m ³ /min	1
反応槽設備	機械式曝気装置	縦軸型機械式曝気装置	11kw×4P 400V×50Hz	4
	ディッチ流出可動堰	角形外ねじ式铸铁製	W1350×H400×ST400	2
	ディッチ流出ゲート	丸形ねじ式铸铁製	φ 400mm	2
	ディッチ連絡ゲート	丸形ねじ式铸铁製	φ 400mm	1
	消泡ノズル	可動式	8L/min PT3/4	16
終沈設備	終沈汚泥掻寄機	中央駆動懸垂形	3000m ³ /日	2
	返送汚泥ポンプ	吸い込みスクリー式汚泥ポンプ	φ 100mm×0.7m ³ /min×4m	2
			φ 100mm×0.7m ³ /min×5m	2
	汚泥移送ポンプ	吸い込みスクリー式汚泥ポンプ	φ 100mm×0.7m ³ /min×4m	2
	消泡ノズル	可動式	8L/min PT3/4	8
滅菌放流設備	塩素接触装置	水路設置型	3000m ³ /日	1
	消毒水路バイパスゲート	手動角形ねじ式铸铁製	W400mm×H400mm	1
	処理水槽流入ゲート	手動角形ねじ式铸铁製	W400mm×H400mm	1
	処理水ポンプ	水中用汚水汚物ポンプ	φ 80mm×0.6m ³ /min×22m×7.5kw	2
	処理水ストレーナ	自動洗浄ストレーナ	φ 80mm×0.6m ³ /min×0.1kw	1
水処理ポンプ設備	水処理ポンプ棟床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	φ 65mm×0.3m ³ /min×6m×1.5kw	2
給水・用水設備	井戸ポンプ	深井戸水中モーターポンプ	φ 25mm×0.04m ³ /min×100m×1.5kw	1
	井水入水槽	FRP製パネルタンク	4.0m ³	1
	井水給水装置	受水槽一体型自動給水ユニット	φ 32mm×0.13m ³ /min×30m×1.1kw	1
	管理・汚泥用井水給水装置	自動給水ユニット	φ 32mm×0.13m ³ /min×30m×1.1kw	1
	管理・汚泥用次亜塩素酸注入装置	PVC製タンク付次亜塩素酸注入装置	0.088~0.352L/min×1.0Mpa×48w	1

【別表 4-1】既存施設等の確認対象 芝山クリーンセンター (2/2)

設備	機器名称	形式	能力等	数量
電気設備	引込受電盤	閉鎖型自立盤	受変電設備、断路器盤	1
	受電盤	閉鎖型自立盤	受変電設備、断路器盤	1
	変圧器盤	閉鎖型自立盤	受変電設備、断路器盤	1
	低圧分岐盤	閉鎖型自立盤	受変電設備、低圧主幹盤	1
自家発施設	発電機	横軸回転界磁形同期発電機YFG-140-5R	125KVA、420V、172A	1
	エンジン	立形水冷4サイクルディーゼル機関6LYL-DTA	114KW、5.813L	1
	充電器	半導体式全自動充電器	200～220V、7A	1
計装設備	水位計	投入圧力式水位計	SL-180C	2
	流入流量計	デジタル超音波時間差式流量計	TTF-S	1
	放流流量計	潜水型電磁流量計	MagneW3000FLEX	1
	余剰汚泥流量計	電磁流量検出器	AXFA1 1G	1
	MLSS計	MLSS検出器	EXA SS400G	2
	DO計	溶存酸素計システム	EXA DO402	2
	返送汚泥流量計	電磁流量検出器	AM11 / AXFA11G	2
	返送汚泥濃度計	超音波濃度計	SDM5000 / SDM5100	2
	無停電電源装置	UPS	THA3000-10	1
	気象計器	雨量計感部	WB0011-00-00	1
脱水設備	汚泥脱水機	多重板型スクリュープレス脱水機	14kg-DS/2本/h以上3.075kw	1
	ケーキコンベア	無軸スクリュコンベア	φ250mm×機長5m搬出量0.2t/h以上	1
	ポリ鉄貯留タンク	FRP製円筒タンク	φ1500mm×H2000mm	1
	ケーキホッパ	角型10m ³	電送機出力1.5kw	2
脱臭設備	脱臭ファン	FRP製片吸込ターボファン	16m ³ /min×2.2kw4P	1
	脱臭塔	活性炭吸着塔	16m ³ /min	1
マンホールポンプ場	小池中央No.1ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ80mm×19.2m×0.159m ³ /min×7.5kw	2
	小池中央No.2ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×5.4m×0.159m ³ /min×1.5kw	2
	小池中央No.3ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×5.7m×0.159m ³ /min×1.5kw	2
	小池中央No.4ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×6.7m×0.159m ³ /min×1.5kw	2
	小池中央No.5ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×4.6m×0.12m ³ /min×0.75kw	2
	小池南部No.1ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ80mm×22.4m×0.66m ³ /min×11kw	2
	小池南部No.2ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ100mm×6.0m×1.02m ³ /min×3.7kw	2
	小池南部No.3ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ80mm×16.3m×0.24m ³ /min×3.7kw	2
	小池西部No.1ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ150mm×5.9m×2.04m ³ /min×5.5kw	2
	小池西部No.2ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ100mm×15.9m×1.08m ³ /min×5.5kw	2
	小池西部No.3ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×12.6m×0.42m ³ /min×2.2kw	2
	小池北部No.1ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×15.9m×0.159m ³ /min×3.7kw	2
	小池北部No.2ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×7.8m×0.61m ³ /min×1.5kw	2
	小池北部No.3ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×5.3m×0.12m ³ /min×0.75kw	2
	小池北部No.4ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ80mm×27.4m×0.28m ³ /min×15kw	2
	小池北部No.5ポンプ場	水中汚水ポンプ	φ65mm×9.6m×0.12m ³ /min×1.5kw	2

【別表 4-2】既存施設の内容確認チェックシート

(記載内容は例)

機械設備診断表

				調査年月日											
機器名(小分類)															
大分類				中分類											
仕様	設置年			標準的耐用年数											
	メーカー名														
	形 式														
	仕 様														
診 断 結 果															
異常 の 程 度	物 理		機 能		経 済										
	動作状態	○ △ ×	能力	○ △ ×	標準的耐用年数										
	発錆、腐食、塗装状況	○ △ ×	高度化	○ △ ×	□達している 超過 年										
	潤滑油、グリス状況	○ △ ×	安全対策	○ △ ×											
	変形、亀裂、損傷	○ △ ×	効率的運用	○ △ ×	□達していない 残 年										
	各部磨耗	○ △ ×	そ の 他												
	振動、騒音	○ △ ×													
	電動機(減速機等)	○ △ ×													
	措置 区分	A ・ B ・ C		事業種別	□改築 □改築又は修繕 □修繕										
緊急 度合	I ・ II ・ III		□修繕又は維持 □維持												
処置 内容					備 考										
修繕 履歴															

記入要領 ・処置区分 A : 全部の取り替え
B : 一部の取り替え
C : 現状維持

・緊急度合 I : 速やかに措置が必要
II : 5年以内に修理などの簡易な対応が必要
III : 5年以内には特に修理などの必要はない

基本仕様書第5条 運営計画書の策定

(契約約款第26条第1項関係)

1. 運営計画書の規格等

5年運営計画書、年間運営計画書、緊急時対応計画書及び改善計画書は、次に掲げる規格とする。

- (1) 用紙は、日本工業規格A版とし、原則としてA4版を使用する。但し、図面・表その他で、A4版とすることが不適当な場合はA3若しくはA2版とする。
- (2) 運営計画書は、ワープロ印字、縦置き・横書き、左綴じとし、使用フォント及びサイズは読み易いことを条件として、特に指定しない。なお、左マージンは25mm以上とする。
- (3) 運営計画書は、正副各1部を製作し、その保管に耐えられるファイルに収め、正は甲で副は乙でそれぞれ保管する。保管する期間は、運営期間満了後1年間とする。

2. 5年運営計画書

(1) 5年運営計画書の基本的な重要事項とは、次に掲げる事項を含むものとする。

- ① 本件施設の運転・維持管理の運営に関する基本方針
- ② 勤務体制、業務従事者の配置・資格など運営体制に関する原則事項
- ③ 緊急事態の対応・支援など緊急事態に関する原則事項
- ④ 安全衛生、教育訓練など、事故・災害等の未然防止に関する原則事項
- ⑤ 乙が提供するサービス品質の確保・向上に関する原則事項
- ⑥ 運営に関する報告、連絡、指示の受理、協議など、甲乙間の確認・照合・提出等のプロセス等に関する原則事項

(2) 甲は、乙から5年運営計画書の提出を受理した翌日から14日以内に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について、乙に通知しなければならない。

- 1) 14日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について通知しないときは、5年運営計画書が承諾されたものとみなす。
- 2) 乙は、5年運営計画書について、その変更若しくは修正又は再提出を甲から求められたときは、その要求を受理した翌日から14日以内に、その変更若しくは修正又は再提出しなければならない。なお、乙が、14日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、契約約款の定めによる。

3. 年間運営計画書

(1) 当該運営年度における年間運営計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

- 1) 当該年度における甲及び乙の責任負担に関する事項
- 2) 当該年度における業務実施組織、業務分担、業務従事者の体制・資格等に関する事項
- 3) 運転管理、保守管理、その他、当該運営年度に実施する業務の年間計画に関する事項。ただし、年間計画は業務毎にその詳細を記載する。
- 4) 運転管理、保守管理その他、当該運営年度に実施する業務の内容に関する事項。ただし、業務内容は業務毎にその詳細を記載する。
- 5) 安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項
- 6) その他甲若しくは乙が必要とする計画・内容等に関する事項

- (2) 甲は、乙から年間運営計画書の提出を受理した翌日から 14 日以内に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について、乙に通知しなければならない。
- 1) 14 日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について通知しないときは、年間運営計画書が承諾されたものとみなす。
 - 2) 乙は、年間運営計画書について、その変更若しくは修正又は再提出を甲から求められたときは、その要求を受理した翌日から 14 日以内に、その変更若しくは修正又は再提出しなければならない。なお、乙が、14 日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、契約約款の定めによる。

4. 緊急時対応計画書

- (1) 緊急時対応計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 1) 緊急事態発生に対応する具体的な対応体制
 - 2) 自然災害（台風、雷害、地震、豪雨など、自然的な現象による災害をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。
 - 3) 本件施設で発生が予測される事故（自然災害を除く、停電、設備故障、火災、異常水質などの事象をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。
- (2) 甲は、乙から緊急時対応計画書の提出を受理した翌日から 14 日以内に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について、乙に通知しなければならない。
- 1) 14 日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について通知しないときは、緊急時対応計画書が承諾されたものとみなす。
 - 2) 乙は、緊急時対応計画書について、その変更若しくは修正又は再提出を甲から求められたときは、その要求を受理した翌日から 14 日以内に、その変更若しくは修正又は再提出しなければならない。なお、乙が、14 日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、契約約款の定めによる。

基本仕様書第6条 施設改良等の実施

(契約約款第33条関係)

1. 本件施設の一部の変更又は改良等

(1) 乙は、委託業務を効果的に、効率的に実施するため、本件施設の一部について変更又は改良等を行おうとするときは、次の各号に関する事項について記載した変更又は改良等実施計画を甲に提出するものとする。

- 1) 変更又は改良等を行う対象部分の名称又は場所、変更又は改良等が必要な理由、その効果など
- 2) 変更又は改良等に関する図面（平面図、立面図、断面図等）
- 3) 変更又は改良等に関する実施工程計画

(2) 乙は、前項の変更又は改良等が終了したときは、終了の翌日から10日以内に変更又は改良等の工事写真、施工図面その他必要事項について実施報告書を2部作成し、1部を甲に提出すること。

(3) 改良施設の撤去等に関する原状復旧

契約約款の定めるところにより、変更又は改良等を実施した部分の原状に復したことの確認は、第1項の変更又は改良等実施計画及び前項の実施報告書に基づいて行うものとする。

2. 本件施設への設備の設置

(1) 乙が実施する施設改良等については、その実施に関する方法・工事工程などを記載した「施設改良等実施計画」を策定し、甲に提出するものとする。

- 1) 乙は、甲に施設改良等実施計画を施設改良開始30日前までに提出し、甲はこの計画について乙と協議し、施設改良開始日の10日前までにその実施計画について承諾するものとする。
- 2) 施設改良等の実施の遅延により、甲若しくは乙に損害が生じた場合の措置は、契約約款による。

(2) 乙は、委託業務を効果的に、効率的に実施するため、本件施設に設備を設置しようとするときは、次の各号に関する事項について記載した設備設置実施計画を甲に提出するものとする。

- 1) 設置する設備の名称及び設置場所、設備の設置が必要な理由、その効果など
- 2) 設置する設備に関する図面（設備仕様、組立図、機器断面図、機器位置図等）
- 3) 設備の設置に関する設置工程計画

(3) 乙は、(2)の設備の設置が終了したときは、終了の翌日から10日以内に設置に関する工事写真、施工図面その他必要事項について実施報告書を2部作成し、1部を甲に提出すること。

(4) 改良施設の撤去等に関する原状復旧

契約約款の定めるところにより、変更又は改良等を実施した部分の原状に復したことの確認は、(2)の設備設置実施計画及び前項の実施報告書に基づいて行うものとする。

基本仕様書第7条 性能の達成
(契約約款第38条及び56条関係)

1. 性能を達成すべき事項

運営期間において、乙が達成すべき性能は、次のとおりとする。

(1) 芝山クリーンセンターの水処理における性能

【別表 7-1】 達成すべき処理水質

契約水質性能	芝山クリーンセンター	B O D	1 1 (mg/L) 以下
		S S	1 0 (mg/L) 以下

(2) 脱水ケーキにおける性能

【別表 7-2】 達成すべき脱水ケーキの性能

芝山クリーンセンターの 契約脱水ケーキ含水率性能	8 3 . 0 % 以下
-----------------------------	--------------

2. 性能達成の適用

乙は、次に掲げる事象を除き、運営期間中において前項の性能を達成しなければならない。

(1) 水処理における性能

- 1) 処理すべき流入下水量の要求水準【別表 2-1】について、日最大若しくは時間最大を越え、契約約款第 39 条第 2 項に該当するとき。
- 2) 要求水準【別表 2-2】の流入水の水質を超えたことを確認した後、3 時間以上継続してこれを超えたとき。
- 3) 毒劇物、石油類などの水質異常であって、契約約款第 39 条第 2 項に該当するとき。
- 4) 不可抗力によるとき。

(2) 脱水ケーキにおける性能

前号の何れかに該当する事由により、汚泥処理が極めて困難な状況に至り、性能を確保できないとき。

3. 流入下水の量及び水質

契約約款第 56 条に定める流入下水の量及び水質は、次に示すものとする。

(1) 芝山クリーンセンター流入下水量

【別表 7-3】 流入下水量

芝山クリーンセンター	運営期間中における日最大流入量	1 , 8 7 3 m3/日
	運営期間中における時間最大流入量	3 , 5 0 0 m3/日

(2) 流入下水の水質

【別表 7-4】 流入下水の水質

芝山クリーンセンター	運営期間中における流入水の水質	B O D	1 8 1 (mg/L)
		S S	2 1 0 (mg/L)

基本仕様書第 8 条 業務の報告

(契約約款第 4 2 条第 2 項関係)

1. 月間業務報告書の内容

乙は、下表に示す内容を網羅した月間業務報告書を作成し、契約約款に定めるところにより、甲に提出すること。

なお、月間業務報告書は目次を作成し、「芝山クリーンセンター等維持管理業務月間業務報告書」として、一括で提出すること。

(1) 芝山クリーンセンター及び小池マンホールポンプ場

【別表 8-1】月間業務報告書の内容

報告の種類		報告内容
01	処理状況報告	当該月における下水処理施設状況の説明
02	運転データ	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 月間総流入量、総曝気時間、放流量 ② 日毎流入水量 ③ 泥引抜量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ量、搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ 小池マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑧ 水質データ ・ 流入水質、処理プロセス毎水質 ・ オキシデーション・ディッチ水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 芝山クリーンセンター巡視点検報告 ② 小池マンホールポンプ場の巡回点検報告 ③ 定期設備点検報告 ④ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑤ 調達実績報告 ⑥ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

2. 年間業務報告書の内容

乙は、下表に示す内容を網羅した年間業務報告書を作成し、契約約款に定めるところにより、甲に提出すること。

なお、年間業務報告書は目次を作成し、「芝山クリーンセンター等維持管理業務年間業務報告書」として、一括で提出すること。

(1) 芝山クリーンセンター及び小池マンホールポンプ場

【別表 8-2】 年間業務報告書の内容

報告の種類		報告内容
01	処理状況報告	当該年における下水処理施設状況の説明
02	運転データ	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ① 年間総流入量、総曝気時間、放流量 ② 月毎流入水量 ③ 余剰汚泥引抜量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ量、搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ 小池マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑧ 水質データ ・ 流入水質、処理プロセス毎水質 ・ オキシデーション・ディッチ水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間運営計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 芝山クリーンセンター日常・巡視点検報告 ② 小池マンホールポンプ場の巡回点検報告 ③ 定期設備点検報告 ④ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑤ 調達実績報告 ⑥ その他必要な報告
05	特記事項	特に報告すべき事項

3. 業務報告書の改善等

乙は、【別表 8-1】 から【別表 8-2】 に示す月間業務報告書及び年間業務報告書の内容等について、必要があるときは甲の意見を聞いて、その内容等を改善すること。

4. 報告書の構成等

(1) 月間業務報告書

乙は、第1項の月間業務報告書の内容を踏まえ、運営計画書に月間業務報告書の構成等を添付すること。甲乙は、これを基に双方協議により、月間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

(2) 年間業務報告書

乙は、第2項の年間業務報告書の内容を踏まえ、運営計画書に年間業務報告書の構成等を添付すること。甲乙は、これを基に双方協議により、年間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

基本仕様書第 9 条 モニタリング

（契約約款第 4 4 条第 1 項関係）

1. 月間の業務実施状況の確認

甲は乙の立会いの上、次に掲げる事項により、当該月における業務の実施状況を確認するものとする。

（1）年間運営計画書と月間業務報告書との照合及び確認

年間運営計画書と月間業務報告書との照合及び確認は、【別表 9-1】により実施する。

【別表 9-1】 月間業務実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
01	処理状況報告	当該月の運転維持管理の状況についての説明	記載があること
02	運転データ （月報）	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
03	水質データ （月報）	水処理プロセス毎の水質分析データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
04	業務実績	年間運営計画書で当該月に計画した業務毎の実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
05	その他	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

2. 年間の業務実施状況の確認

甲は乙の立会いの上、次に掲げる事項により、当該運営年度における業務の実施状況を確認するものとする。

(1) 年間運営計画書と年間業務報告書との照合及び確認

年間運営計画書と年間業務報告書との照合及び確認は、【別表 9-2】により実施する。

【別表 9-2】 年間業務実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
01	処理状況報告	当該年度の運転維持管理の状況についての説明	記載があること
02	運転データ (年報)	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他運転管理上のデータの詳細	当該月データにその他データの実績があるときは、当該月にそのデータが記載されていること
03	水質データ (年報)	水処理プロセス毎の水質分析データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他分析に関するデータの詳細	当該月データにその他データの実績があるときは、当該月にそのデータが記載されていること
04	業務実績	年間運営計画書で当該年度に計画した業務毎の実施状況	計画された各業務実績が記載されていること
		計画業務の実施状況	当該月に計画外業務の実績があるときは、当該月にその実績が記載されていること
05	その他	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

基本仕様書第 10 条 改善計画書

(契約約款第 46 条・47 条関係)

1. 改善計画書の具備すべき条件

乙は、契約約款の定めにより改善計画書を甲に提出するときは、【別表 10-1】の事項について記載すること。

【別表 10-1】改善計画書の記載事項

記載すべき事項	備 考
件名	サービス未達の件名
経緯・事由等	サービス未達に至った経緯・事由
改善措置・対策等	サービス未達を是正する改善措置・対策等 ※設備的要素が伴う改善策等があるときは、関係する図面を添付すること。
改善に係る期日	是正の期限又は期間
その他	その他記載すべき事項

2. 改善状況に関する報告

乙は、前項の改善計画書について、その実施状況を甲に報告するときは、契約約款第 46 条の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 改善に係る実施状況報告は、当該改善通告のあった月の翌月より、その実施状況について報告すること。

(2) 改善に係る実施状況は、当該改善通告の件名毎に報告すること。

(3) 当該月の改善にかかる実施状況は、【別表 8-1】、【別表 8-2】表中の「05 特記事項」に、当該改善に係る件名を記載し報告すること。

3. 改善計画書の変更

乙は、契約約款第 47 条の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出を行うときの規定は、前 2 項の「改善計画書」を「改善計画書の変更又は再提出」、前項の「当該改善通告」を「当該改善計画書の変更又は再提出の通告」と読み替え、前 2 項を適用する。

基本仕様書第 11 条 委託料の支払い停止

(契約約款第 48 条関係)

1. 委託料の支払停止の開始

- (1) 契約約款の定めるところにより、再改善計画書に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されない場合の乙に対する委託料の支払停止は、甲が当該委託料の支払停止を通知した日以降の最初の支払期において支払うべき委託料を停止するものとする。
- (2) 甲は、当該委託料の支払停止を通知した日の翌日から通知した日以降の最初の支払期までの間において、乙にその弁明の機会を与えるものとする。

2. 委託料の支払停止の解除

- (1) 当該サービス水準の未達が是正されたときは、甲は委託料の支払停止を直ちに解除し、停止していた間の委託料を速やかに乙に支払うものとする。
- (2) 前号において、甲がやむを得ない事情により速やかに停止していた委託料を支払うことができない場合は、乙にその事由を明らかにしたうえで、当該サービス水準の未達が是正された日以降の最初の支払期に支払うことができるものとする。

基本仕様書第 12 条 委託料の減額

(契約約款第 53 条第 2 項関係)

当該運営年度毎に、乙の責めに帰すべき事由により性能未達があったときの委託料の減額は、次のとおりとする。

1. 水処理の性能未達

【別表 7-1】又は【別表 7-2】に示す性能が達成されないときの委託料の減額は、次によるものとする。

(1) 契約水質性能の未達

契約水質性能の未達があったときは、当該未達が発生した日を 1 回として、3 回を超えたとき、1 日当につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_1 \text{ (円)} = \frac{[E] \text{ (円)}}{[D] \text{ (日)}} \times F \text{ (日)}$$

D：運営期間（契約委託期間の総日数）

E：契約約款第 51 条第 1 項に記載する額

F：当該月の契約水質性能未達日数

なお、上記額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 脱水ケーキ含水率の未達

測定毎の脱水ケーキ含水率に未達があったときは、当該未達期間につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_2 \text{ (円)} = (T_t + T_d) \times T_o \times \left[\frac{W_a - W_b}{100 - W_b} \right]$$

W_a：契約脱水ケーキ含水率性能未達における脱水ケーキの含水率（％）

W_b：要求水準値（％）、最小単位を 0.1％とする。

T_t：運搬費単価（円/t）

T_d：処分費単価（円/t）

T_o：契約脱水ケーキ含水率性能未達時間における脱水ケーキ発生量（t）の合計

なお、上記額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

基本仕様書第 13 条 流入下水水量等の変動による委託料の額の調整

(契約約款第 55 条関係)

1. 委託料の額を調整する条件

委託料の額を調整する条件は次のとおりとし、原則として当該運営年度末に委託料の調整を行う。

(1) 当該日において、下表に示す条件のいずれかを満たさないとき

1) 芝山クリーンセンター

【別表 13-1】 当該日における条件

芝山クリーンセンター	①	当該日の流入下水水量の日最大が右欄の量を超えたとき	1, 873 m3/日	
	②	当該日の流入下水水量の時間最大値が右欄の量を超えたとき	3, 500 m3/日	
	③	当該日の当該流入下水水質が、右欄の月平均値を超えたとき	BOD	300 (mg/L)
			SS	300 (mg/L)

(2) 下表に示す当該年度毎の想定流入下水水量に対して、±10.0%の範囲を超えたとき

1) 芝山クリーンセンター

【別表 13-2】 当該運営年度における条件

芝山クリーンセンター	令和 6 年度末 (1~3 月) 想定流入下水水量	110, 000 m3/年
	令和 7 年度末 想定流入下水水量	440, 000 m3/年
	令和 8 年度末 想定流入下水水量	440, 000 m3/年
	令和 9 年度末 想定流入下水水量	440, 000 m3/年
	令和 10 年度末 想定流入下水水量	440, 000 m3/年
	令和 11 年度 (4~12 月) 想定流入下水水量	330, 000 m3/年

(3) 本件施設の委託料に係る消費税率に変更があったとき。

2. 委託料の額の調整方法

(1) 前項 (1) に該当するときの調整

1) 【別表 13-1】 の①に該当するときは、次式により算出した額を調整する。

$$\text{調整額 (Y}_{131}\text{)} = \Sigma \left[Y_{13} \times \frac{B_{13}}{A_{13}} - Y_{13} \right]$$

Y₁₃ : 当該事象が生じた月に支払う委託料の日額

(契約約款別紙1【表1】に記載する委託料支払額)

A₁₃:【別表13-1】①の日最大流入量 (m³)

B₁₃:当該日の実最大流入量 (m³)

2)【別表13-1】の②に該当するときは、次式により算出した額を調整する。

$$\text{調整額}(Y_{132}) = \Sigma \left[\left[Y_{13} \times \frac{E_{13}}{D_{13}} - Y_{13} \right] \times \frac{F_{13}}{24} \right]$$

Y₁₃:当該事象が生じた月に支払う委託料の日額

(契約約款別紙1【表1】に記載する委託料支払額)

D₁₃:【別表13-1】②の時間最大流入量 (m³)

E₁₃:当該時刻の実時間最大流入量 (m³)

F₁₃:当該日で【別表13-1】②の時間最大流入量を超えた時間数 (正数)

ただし、当該時間数において30分以上は繰り上げとする。

3)【別表13-1】の③に該当するときは、次式により算出した額を調整する。

ただし、当該水質項目が同時に超えたことを確認したときは、どちらか一方を選択するものとする。

$$\text{調整額}(Y_{133}) = \Sigma \left[\left[Y_{13} \times \frac{H_{13}}{G_{13}} - Y_{13} \right] \times \frac{(I_{13} - I_0)}{24} \right]$$

Y₁₃:当該事象が生じた月に支払う委託料の日額

(契約約款別紙1【表1】に記載する委託料支払額)

G₁₃:【別表13-1】③の当該水質値 (mg/L)

H₁₃:当該未達を確認したときの当該水質項目の分析値 (mg/L)

I₁₃₄:当該日で【別表13-1】③の当該水質項目の当該水質値を超えた時間数 (正数)

ただし、当該時間数において30分以上は繰り上げとする。

I₀:基本仕様書第7条第2項(1)(2)で定めた時間(3時間)

(2) 前項(2)に該当するときの調整

当該運営年度において、【別表13-2】に規定する想定流入下水量の変動が±10.0%の範囲を超えたときは、【別表13-3】に示す対象項目①について、次式により算出した額を調整する。

$$\text{調整額}(Y_{134}) = \Sigma \left[J_{13} \times K_{13} \times P_{13} \div 100 \right]$$

J₁₃:当該対象項目原単位 (円/m³)

当該年度における当該対象項目毎の額 ÷ 当該年度の想定下水流入量

K₁₃:当該年度の想定下水流入量

L₁₃:当該年度の総流入水量

P₁₃:補正係数 (%)

ただし、-10.0 > D₁₃ > +10.0 を条件とする。

$$D_{13}: 100 \times \left[\frac{L_{13} - K_{13}}{K_{13}} \right]$$

(D₁₃ > +10.0) の時

$$\text{補正係数 } P_{13} = 100 \times \left[\frac{L_{13} - K_{13}}{K_{13}} \right] - 10.0$$

($D_{13} < -10.0$) の時

$$\text{補正係数 } P_{13} = 100 \times \left[\frac{L_{13} - K_{13}}{K_{13}} \right] + 10.0$$

【別表 13-3】調整額の対象項目	①	電力
-------------------	---	----

(3) 本件施設の委託料に係る消費税率が変更されたときは、規模又は、時期若しくは変更された消費税率に応じて、甲と乙が協議して定める。